

小田原基署発0110 第1号
平成31年1月10日

神奈川木造家屋建築工事等災害防止協議会 会長 殿

小田原労働基準監督署長

木造家屋建築工事における死亡災害撲滅に向けた緊急要請について

労働災害の防止につきましては、平素より格別のご協力を賜り深く感謝申し上げます。

さて、当署管内においては、平成28年12月以降、死亡災害は発生していませんでしたが、残念ながら、平成30年11月に2件の死亡災害が発生しました。そして、この死亡災害は、いずれも、木造家屋建築工事において発生しました。

そこで、当署におきましては、木造家屋建築工事における死亡災害を撲滅するため、貴協議会に取組を強化していただき、会員、関係事業主及び関係労働者に対する周知を徹底していただくなど、特段のご配慮をお願いしたいと考えています。この緊急要請の趣旨を御理解いただいた上で、御協力をお願いいたします。

なお、2件の死亡災害の概要は、下記1のとおりでした。

おって、今後、木造家屋建築工事を行うときは、下記2の措置を検討していただきますよう、重ねてお願いいたします。

記

1 2件の死亡災害の概要

- (1) 木造家屋の改修工事において、一側足場の上で外壁の左官作業を行っていたとき、1.5メートル下の地面に転落し、更にその3.4メートル下の川に転落した。
- (2) 木造家屋の新築工事において、一側足場の上で外部バルコニーの塗装作業を行っていたとき、2.2メートル下の地面に転落した。

2 今後、措置の検討をお願いしたい事項

- (1) 一側足場を採用するのは、敷地が狭あいであるため、本足場を設置することができない等の事情がある場合に限るように努めること。このような事情がないときは、一側足場ではなく、本足場を設置するように努めること。
- (2) 上記(1)により、本足場を設置したときは、足場の幅を40センチメートル以上とすること。そして、足場の外側だけでなく、躯体側にも手すり等及び中棧等を設けること。(労働安全衛生規則第563条関係)
- (3) 上記(2)にかかわらず、労働者に足場上で作業を行わせるときは、安全帯を着用させること。

安全帯には構造規格があるので、構造規格を満たしたものを使用させること。

また、安全帯には、適正な着用・使用方法があるので、労働者に安全帯(今年2月1日以降は、「要求性能墜落制止用器具」という。)を適正に着用・使用させること。(同規則第518条、第519条、第520条、第563条関係)

なお、昨年、労働安全衛生法施行令及び労働安全衛生規則が改正され、今年2月1日付けで施行されるので、留意されたいこと。

- (4) 上記(2)にかかわらず、労働者に足場上などの高所で作業を行わせるときは、保護帽を着用させること。この場合、保護帽には飛来・落下物用及び墜落時保護用の2種類があるので、高所からの墜落による危険を防止するため、墜落時保護用の保護帽を着用させること。

また、保護帽には構造規格があるので、構造規格を満たしたものを使用させること。

なお、保護帽には、適正な着用方法があるので、労働者に保護帽を適正に着用させること。